

プロポーザルの実施に係る提案書の募集について

次のとおり、プロポーザルを実施しますので、参加希望者から提案書を募集します。

令和2年10月14日

富山市長 森 雅 志

1 業務概要

(1) 業務名

ベイビーボックスプレゼント事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「ベイビーボックスプレゼント事業業務委託仕様書」参照

(3) 履行期限

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 提案限度額

21,243千円(消費税及び地方消費税を含む)

2 参加資格条件

ベイビーボックスプレゼント事業業務委託提案競技に参加しようとするものは、次のすべての要件を満たすこと。

(1) 参加者に必要な資格

- ① 富山市競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。(参加表明書提出時点で競争入札参加資格者名簿登載者でない者は、参加表明書提出前に入札参加資格審査申請を行うこと。)
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- ③ 富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- ④ 本件プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に規定する資本関係又は人的関係のいずれにも該当しないこと。

ア 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。)と子会社(同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)の関係にある場合(子会社が民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の決定(②において「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。)を受けた会社である場合を除く。)

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合(子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。)

ウ 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。）

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行するものであって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

3 公募要領の周知・確認方法

(1) 交付期間

令和2年10月14日（水）から10月23日（金）まで

(2) 交付場所及び方法

こども家庭部こども健康課において直接交付します。

また、富山市ホームページにおいても公開します。

4 スケジュール(予定)

※日程に変更がある場合は、あらかじめ提案者に連絡します。

日 程	内 容
令和2年10月14日（水）	公募開始、業務説明資料等の配布
令和2年10月23日（金）	参加表明書の提出期限 午後5時
令和2年10月26日（月）	提案資格確認通知、提案書提出要請書の送付
令和2年10月30日（金）	質問書の提出期限 午後5時
令和2年11月 4日（水）	質問の回答
令和2年12月11日（金）	提案書の提出期限 午後5時
令和2年12月25日（金）	ヒアリング（時間は別途通知）
令和2年12月28日（月）	選考結果の通知
令和3年 1月上旬	協定書の締結

5 参加表明手続

(1) 参加表明書の提出

① 提出書類

- ア 参加表明書(様式1)
- イ 会社案内パンフレット

② 提出期限

令和2年10月23日(金) 午後5時まで
※土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時

③ 提出方法

富山市こども家庭部こども健康課へ直接提出してください。

(2) 参加資格の確認

参加資格の有無に関する確認結果については、参加申込者に確認結果を通知し、参加資格要件を有する者に企画提案の提出を要請します。

6 募集に関する質問の受付等

(1) 受付期間

令和2年10月26日(月)から10月30日(金) 午後5時まで

(2) 提出方法

質問票(様式2)を電子メールにより提出し、必ずこども健康課へ送信した旨の連絡をしてください。

E-MAIL kodomokenko@city.toyama.lg.jp

(3) 回答方法

質問に関する回答は、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和2年11月4日(水)に提案書提出有資格者全てに富山市から回答します。また、質問者の法人名等を伏せた上で、質問及び回答内容を富山市ホームページにおいて公表します。

7 提案書の提出

提案書の提出要請があった者は、次のとおり提案書を提出してください。

(1) 提案書受付期限

令和2年12月11日(金) 午後5時まで
※土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時

(2) 提出場所・方法

富山市こども家庭部こども健康課へ直接提出してください。

(3) 提案書の作成要領

- ① 提出部数 12部(原本1部、コピー11部)
なお、提出のあった資料は返却しないものとする。
- ② 様式 任意とする。
- ③ 大きさ 製本してA4版とし、表紙(様式3)をつける。
- ④ ページ番号 各ページに一連の番号をつける。

(4) 提出書類

- ① 法人等の概要・・・沿革、組織など

② 業務実績・・・類似事業の実績(※該当するものがある場合のみ)

③ 企画提案書

次の事項を漏れなく記載してください。

ア 受託業務実施に対する考え方

イ 受託業務体制

ウ プレゼント用品の提案

エ ボックスの提案

オ 申請書兼引換券等の提案

カ 同封するもの（プレゼント用品の紹介と市長からのお祝いメッセージ、おでかけ招待券）の提案

キ プレゼント用品発注・在庫・検品・配送管理手法

ク プレゼント配付開始までのスケジュール

ケ その他自由提案

④ 業務見積書・・・委託料の見積・明細

8 選考委員会によるヒアリング

提出された提案書をもとに「バイビーボックスプレゼント事業委託業者選考委員会(以下「選考委員会」という。)」によるヒアリング(プレゼンテーション、質疑応答)を実施します。

(1) 実施日時

令和2年12月25日(金)午後1時30分～(各事業者の時間は別途連絡)

(2) 実施場所

富山市役所東館8階 第3委員会室

(3) 実施方法

1社30分以内(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)

(4) 留意点

・説明員の人数は3人までとします。

9 審査方法・結果通知

(1) 事業者の選考

事業者の選考にあたっては、選考委員会に提出された提案書及びそれを補足するヒアリングにより、内容を総合的に審査した上で、受注者を特定します。

応募者が1社であっても選考を行います。

(2) 評価基準

提案書評価基準により、選考委員会の委員が総合的に評価し、各委員の評価点数の総合点が最も高かった提案を行った者を受注者として特定します。

(3) 結果通知

令和2年12月28日(月)に提案者すべてに、結果を文書で通知します。

なお、結果については、結果通知後に非特定者の参加者の法人名等を伏せた上で、富山市ホームページにおいて公表します。

(4) 契約の締結にあたっては、提案書による仕様の変更等を行う場合があるので、委託契約書、仕様書等については、受注予定者と別途協議をします。

10 その他

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出書類を無効とします。
- (2) 提案書等の提出後の修正又は変更は、一切認めません。
- (3) 提案書等の著作権は提案者に帰属します。ただし、富山市がこのプロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、内容を無償で使用できるものとします。
- (4) 提案書等の作成、提出、ヒアリング等に係る一切の費用は、提案者の負担とします。
- (5) プロポーザルの実施に関する説明会、現場説明会等は実施しません。

11 申込者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 受付期間を過ぎて必要な書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為あった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、選考委員会委員長が失格であると認めた場合

12 配布書類

- (1) ベイビーボックスプレゼント事業業務委託仕様書
- (2) 提案書評価基準
- (3) 参加表明書(様式1)
- (4) 質問票(様式2)
- (5) 提案書表紙(様式3)
- (6) 保健福祉センター一覧(資料1)

13 問合せ先

富山市役所こども家庭部こども健康課 (担当) 河原、中松

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

電話 076-443-2248

ファクス 076-443-2169

Eメール kodomokenko@city.toyama.lg.jp